

## 第1章 総則と申告に関する規定

法人税は、法人税法の定めるところにより算出された各事業年度の所得（これを「課税所得」又は「課税標準」という。）に一定の税率を乗じて計算する。この法人税の納税義務者となる法人には各種の法人があり、その法人の種類によって課税所得の範囲が異なっている。

この章では、法人税の納税義務者となる法人には、どのような法人があるのか、その課税所得の範囲はどこまでか、その申告手続はどのようにするのかなどを学習する。

### 第1節 納税義務者

法人税の納税義務者となる法人には、株式会社のような一般の会社の他に各種の法人がある。

この節では、法人税法に定める法人の種類と納税の義務を負担する者について学習する。

#### 学習のポイント

法人税を納める義務のある法人には、どのような種類があるのか

#### ○ 法人税を納める義務のある法人には、どのような種類があるのか

法人税を納める義務のある法人について、法人税法はまず「内国法人」と「外国法人」に区分している（法2三、四）。

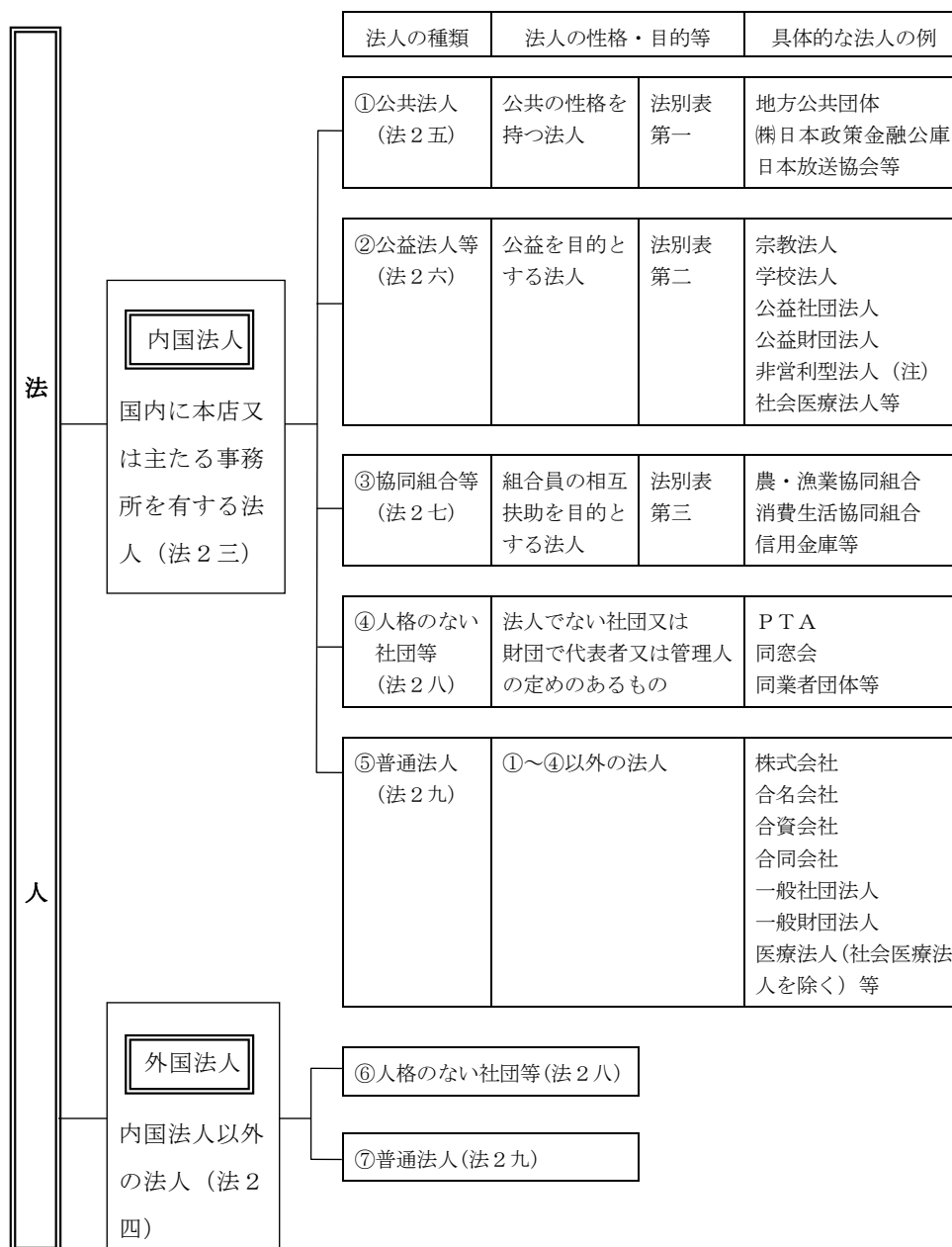
内国法人とは、国内に本店又は主たる事務所を有する法人をいい、外国法人とは、内国法人以外の法人をいう。

なお、法人の意義については、法人税法は何も規定していない。したがって、会社法、一般法人法（一般社団法人及び一般財団法人に関する法律）などの法律により設立された法人を前提としている。

次に、法人税法では、これらの種々の法律によって設立された法人を「公共法人」「公益法人等」「協同組合等」及び「普通法人」に区分し（法2五、六、七、九）、更に、これら法律によって設立された法人のほか、人格のない社団や財団で代表者や管理人の定めがあるものを法人とみなし「人格のない社団等」として、法人税を納める義務のある法人に含めている（法2八、3）。

これらのうち公共法人については、国や公共団体の拠出した資金で運用されており、いわば政府の代行機関ともいべきものであるから、法人税を納める義務がないものとしている（法4②）。

以上のように区分された法人税法上の法人を一覧表にすると、次のとおりである。



(注) 一般社団法人又は一般財団法人のうち非営利型法人に該当するものをいう。

## 第2節 課税所得の範囲

法人税の納税義務のある法人であっても、課税所得の範囲は必ずしも同一ではなく、法人の種類によって差異がある。

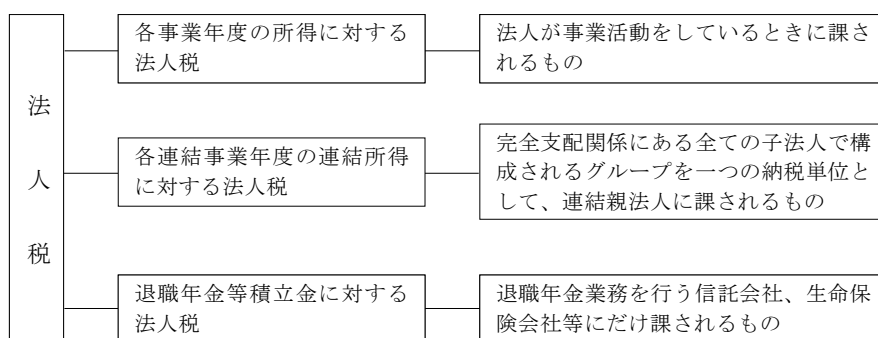
この節では、内国法人の課税所得の範囲について学習する。

### 学習のポイント

- 1 法人税の対象となる所得にはどのようなものがあるのか
- 2 法人の種類によって課税所得の範囲には差異があるのか

### 1 法人税の対象となる所得にはどのようなものがあるのか

法人税は、次の所得に対して課税される。



(注) 従来、内国法人である普通法人及び協同組合等が解散した場合、「清算所得に対する法人税」が課税されていたが、平成22年度税制改正により清算所得課税は廃止され、平成22年10月1日以後に解散が行われた場合には、清算所得課税は行われず、「各事業年度の所得に対する法人税」が課される。

### 2 法人の種類によって課税所得の範囲には差異があるのか

法人の具体的な課税所得の範囲については、法人の種類により異なっている。そこで、法人の種類別に課税所得の範囲を分類すれば、次のとおりである。

法人の種類 (内国法人)	各事業年度の所得に対する法人税 (注1)	各連結事業年度の連結 所得に対する法人税	退職年金等積立金に対 する法人税 (注4)
公共法人(別表一)	納税義務なし (法4②)		
公益法人等(別表二)	収益事業(注2)から生じた所得にのみ課税 (法4①ただし書、5、7)	(注3)	退職年金業務等を行う法人(信託会社及び保険会社等)に対して課税 (法8)
人格のない社団等			
協同組合等(別表三)	課税(法4、5)	課税(法4の2、法6) (注3)	
普通法人			

(注) 1 各事業年度の所得に対する法人税には、法人課税信託の受託者を納税義務者として「法人課税信託」の信託財産について生ずる所得に対して課税される法人税が含まれる。(法4の6)

(注) 2 **収益事業**とは、法人税法施行令第5条に列挙されている物品販売業等の34の事業で継続して事業場を設けて営まれるものをいう(法2十三)。

例えば、お寺(宗教法人)が境内の一部を駐車場として貸したり(駐車場業)、幼稚園(学校法人)が園児に制服・制帽等を販売(物品販売業)することなどをいう。

【参考法令・通達番号】

基通15-1-1~15-1-72

(注) 3 連結納税制度が適用できる法人は普通法人に限られ、公益法人等、人格のない社団等及び協同組合等は連結納税の適用法人(連結子法人)から除かれている(法4の2)。

ただし、協同組合等は連結所得に対する法人税の納税義務者(連結親法人)になることができる(法4の2)。

(注) 4 退職年金等積立金に対する法人税は平成11年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度については、時限措置として、課税が停止されている(措法68の4)。

## 第3節 事業年度

この節では、法人税法上の事業年度について学習する。

### 学習のポイント

- 1 事業年度とは何か
- 2 事業年度の中で解散した場合の事業年度はどのようになるのか

### 1 事業年度とは何か

法人は、一定の期間ごとに損益を決算によって確定し、これに基づいて、剰余金の配当等を行うこととなり、この損益を計算する期間を一般に「会計期間」又は「会計年度」という。

法人税法では、このような会計期間が法人の定款等や法令で定められているときには、これを「**事業年度**」とし、この期間ごとに課税所得を計算することとしている(法13①)。

したがって、法人の定めた会計期間とは別に法人税に関する事業年度だけを独自に定めることはできない。

このように、事業年度とは原則として法人の定めた会計期間であるが、その期間は1年以内とされており、法人税の取扱いは、次のとおりである(法13①~④)。

区 分	事 業 年 度
法令又は定款等に会計期間の定めがある場合 (法13①)	○法令又は定款等に定めた事業年度
法令又は定款等に会計期間の定めがない場合 (法13②③④)	○設立の日から2月以内に税務署長に届け出た事業年度 ○届け出がないときは、税務署長が指定した期間 ○人格のない社団等については、1月1日から12月31日までの期間
法令又は定款等に定めた会計期間が1年を超える場合 (法13①ただし書)	○その開始の日以後1年ごとに区分した期間

なお、法人がその定款等に定める会計期間を変更し又は新たに定めた場合には、変更後の会計期間を遅滞なく所轄税務署長に届け出なければならない（法15）。

【参考法令・通達番号】

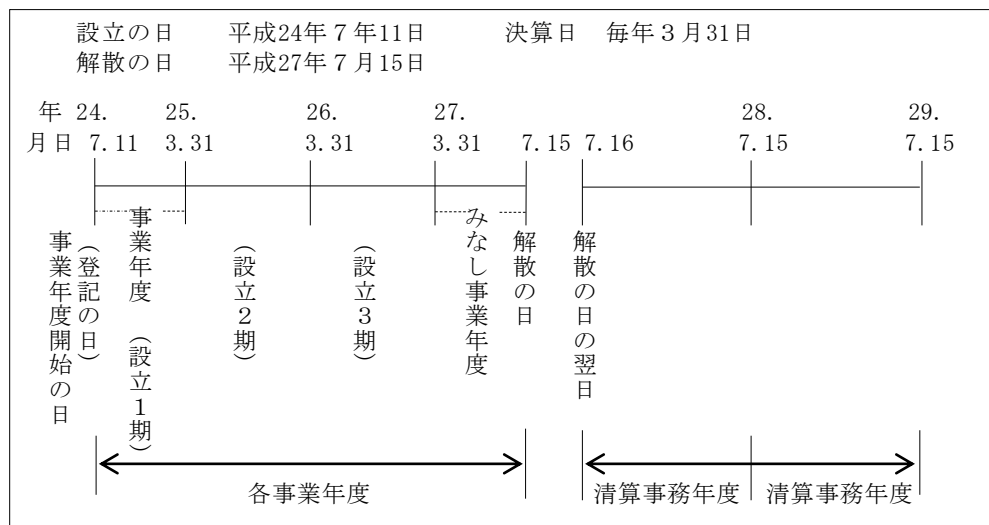
基通1-2-1

## 2 事業年度途中で解散した場合の事業年度はどのようなになるのか

法人税法では、平成22年10月1日以後に解散する法人については、各事業年度の所得（同日前に解散した法人にあつては清算所得）に対する法人税を課税することとしているので、法人が解散した場合には、課税所得の計算上、「その事業年度開始の日から解散の日までの期間」と「解散の日の翌日からその事業年度の末日までの期間」とに事業年度を区切ることとしている。このような特殊な事由による事業年度の区分によって生じた事業年度を「**みなし事業年度**」といい、それぞれ1事業年度とみなされる（法14①一）。

なお、株式会社が解散等をした場合のみなし事業年度については、会社法第494条第1項（貸借対照表等の作成及び保存）に規定する清算事務年度となる。すなわち、解散等があった場合には、その事業年度開始の日から解散等の日までの期間及び解散等の日の翌日から清算事務年度終了の日までの期間（解散等の日の翌日から1年間）となる。

【例示】株式会社の場合



【参考法令・通達番号】

基通1-2-4、1-2-9

## 第4節 納税地

この節では、内国法人の納税地及び納税地の指定について学習する。

### 学習のポイント

- 1 法人の納税地とは何か
- 2 納税地の指定はどのような場合に行われるのか

### 1 法人の納税地とは何か

内国法人の法人税の納税地は、原則として、その本店又は主たる事務所の所在地である（法16）。

**納税地**は、単に法人税を納付する場所だけをいうのではなく、申告、申請、請求、届出等法人が法人税法に基づく義務の履行や権利を行使する場合の全ての事項の処理を行う場所をいい、それぞれの法人を管轄する税務署を定める基準となる場所である（法71、74、80、80の2等）。このようなことから、法人税法では、法人が新たに設立された場合には、その設立の日から2月以内に納税地等を記載した設立の届出書を所轄税務署長に提出しなければならないこととし、また、その届出をした納税地に異動があった場合には、異動前及び異動後の納税地を記載した異動届出書をそれぞれの所轄税務署長に提出しなければならないこととしている（法20①、148、150、令18）。

【参考法令・通達番号】

通則21、30

### 2 納税地の指定はどのような場合に行われるのか

法人の納税地が、例えば本店が単に名目だけであって企業活動の中心が遠く離れた支店にあるようなときで、その法人の事業内容や資産の状況からみて、納税地の所轄税務署長はその法人の実態を知ることが困難であり、法人にとっても申告や納税について不便であるなど、法人税の納税地として不適當であると認められる場合がある。そこで、法人税法では、国税局長又は国税庁長官は実質的に本店と認められる場所を納税地として指定することができることとしている（法18①、令17）。

なお、納税地の指定者は、法人の納税地の次の区分に応じてそれぞれ次によることとされている。

	区 分	指定者
納税地の指定	指定されるべき納税地が、納税地の所轄 国税局長の管轄区域以外にある場合	国税庁長官(令17)
	上記以外の場合	所轄国税局長(法18)

## 第5節 確定申告

この節では確定申告の手続、申告期限、確定申告書の記載事項等について学習する。

### 学習のポイント

- 1 確定申告とは何か
- 2 確定申告書はいつまでに提出すればよいのか
- 3 確定申告書に記載すべき事項にはどのようなものがあるのか
- 4 確定申告書には、どのような書類を添付しなければならないのか

#### 1 確定申告とは何か

法人税の納税義務は、各事業年度の終了の時に成立するが、具体的に納付すべき法人税の額は、法人税法が定める租税債務の額の確定手続としての納税申告書（確定申告書、中間申告書等）を法人が提出することにより確定する（通則15、16）。

法人は、事業年度が終了した後に決算を行い、株主総会等の承認を受け、その承認を受けた決算（**確定決算**）に基づいて所得金額や法人税額等、法人税法に定められた事項を記載した申告書を作成し、これを納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（法74）。この手続を「**確定申告**」といい、このようにして作成された申告書を「**確定申告書**」という（法2三十一、会438）。

なお、欠損のため納付すべき法人税の額がない場合であっても、確定申告書の提出は必要である。

【参考法令・通達番号】

会435、436、437

#### 2 確定申告書はいつまでに提出すればよいのか

確定申告書は、原則として各事業年度終了の日の翌日から2月以内に提出しなければならない（法74①）。

ただし、確定申告書が確定決算に基づいて作成されることを建前としている関係から、災害その他一定の理由により、法人の決算が事業年度終了の日から2月以内に確定しないと認められる場合には、法人は次の区分に応じて申告期限の延長を申請することができる（法75、75の2）。

また、清算中の法人につきその残余財産が確定した場合には、その法人の残余財産の確定の日から1月以内（その翌日から1月以内に残余財産の最後の分配又は引渡しが行われる場合には、その行われる日の前日まで）に提出しなければならない（法14①二十一、74②）。

### (1) 災害等による申告期限の延長

災害その他やむを得ない理由により法人の決算が確定しないため、確定申告書の提出期限の延長を受けようとする法人は、その事業年度終了の日の翌日から45日以内に、その理由、指定を受けようとする期日等を記載した申請書を税務署長に提出しなければならない（法75①②）。

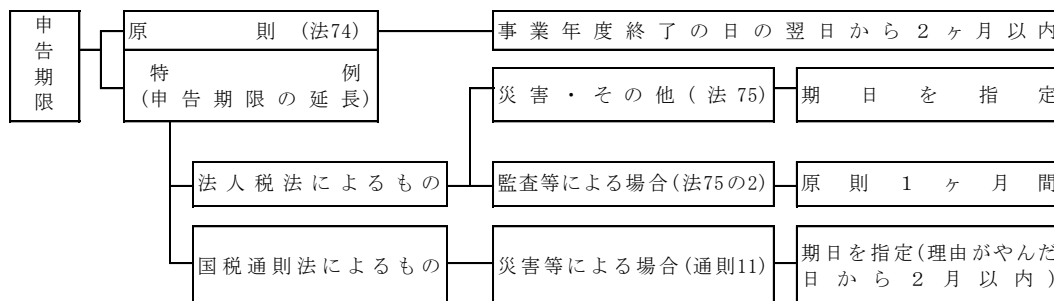
税務署長は、法人から申請書の提出があった場合には、審査の上、その法人に対し、延長後の提出期限を書面で通知する。なお、事業年度終了の日の翌日から2月以内に提出期限の延長又は却下の処分がなかったときは、その申請に係る指定を受けようとする期日が提出期限とみなされる（法75④⑤）。

【参考法令・通達番号】

通則11、基通17-1-1～17-1-3

### (2) 会計監査人の監査等を要することによる期限の延長

資本金額が5億円以上の株式会社等一定の法人については、会計監査人の監査等を要することとされているため、事業年度終了の日から2月以内に定時株主総会を開催することは事実上困難であり、会社法上も3月以内に開催すればよいとされている（会124）。このため、会計監査人の監査を受けなければならないことその他これに類する理由（事業年度終了の日から3月以内に株主総会を開催する旨を定めているなど）により決算の確定が遅れ、每期継続的にその提出期限までに確定申告書を提出することができない常況にあると認められるときは、その法人の申請により、税務署長は原則として1月間その提出期限を延長することができる（法75の2）。



(注) 申告書の提出期限が休日等に当たるときは、その翌日（休日等が連続するときは、最終の休日等の翌日）が提出期限となる。

休日等とは、土曜日、日曜日、国民の祝日法に定める休日の他、1月2日～3日及び12月29日～31日をいう（通則10②、通則令2②）。

【参考法令・通達番号】

基通17-1-4

## 3 確定申告書に記載すべき事項にはどのようなものがあるのか

確定申告書には、その事業年度の所得金額（又は欠損金額）及びその所得に対する法人税額等次に掲げる事項を記載しなければならない。具体的には申告書別表一(一)から別表十九を用いて該当事項を記入する（法74①、151、規34）。



- |              |                |
|--------------|----------------|
| ① 法人名        | ⑥ 法人税の額        |
| ② 納税地        | ⑦ 所得税額等の還付金額   |
| ③ 代表者名       | ⑧ 中間納付額の控除金額   |
| ④ 事業年度       | ⑨ 中間納付額の還付金額   |
| ⑤ 所得金額又は欠損金額 | ⑩ その他参考となるべき事項 |

#### 4 確定申告書にはどのような書類を添付しなければならないのか

法人税法では、法人の確定した決算を基礎として申告書を作成するという、いわゆる**確定決算基準**を採っているため、その基礎となった決算書の提出を義務づけている。具体的には次に掲げる決算書等を添付しなければならない（法74③、規35）。

- ① 貸借対照表
- ② 損益計算書
- ③ 株主資本等変動計算書若しくは社員資本等変動計算書又は損益金の処分表
- ④ 貸借対照表及び損益計算書に係る勘定科目内訳明細書
- ⑤ 事業等の概況に関する書類
- ⑥ 合併、分割等に係る契約書、計画書等
- ⑦ その他組織再編成に関する明細書

なお、租税特別措置法（税額又は所得の金額を減少させる規定等に限る。）の適用を受けようとする場合には、適用額明細書を添付しなければならない（租税特別措置法の適用状況の透明化等に関する法律）。

## 第6節 中間申告

この節では中間申告の種類について学習する。

### 学習のポイント

中間申告はどのように行うのか

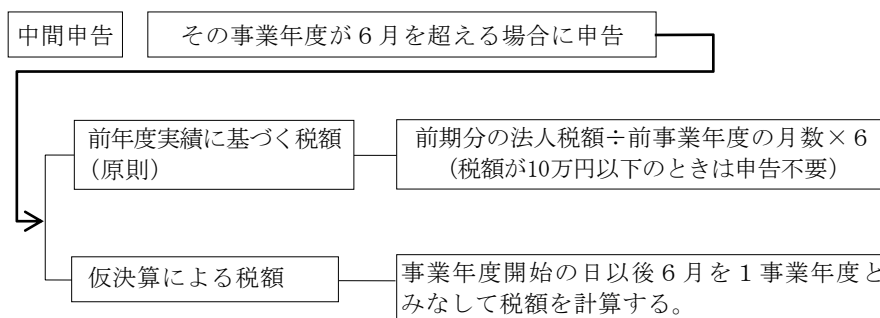
#### ○ 中間申告は、どのように行うのか

**中間申告**は、事業年度の中間点で納税をするための手続をいう。すなわち、事業年度が6月を超える普通法人は、原則として事業年度開始の日以後6月を経過した日から2月以内に中間申告書を提出しなければならない（法71）。

中間申告には、①前期実績を基準とする中間申告（通常「**予定申告**」という。）と②仮決算に基づく中間申告の2種類があり、前期実績を基準とするものが原則である（法72）。ただし、②仮決算に基づく中間申告は、仮決算をした場合の中間申告書に記載すべき法人税の額が前期基準額（前事業年度の確定法人税額を前事業年度の月数で除し、

これに6を乗じて計算した金額)を超える場合、及び前期基準額が10万円以下である場合には、提出できない。

なお、中間申告を要する法人が上記の①又は②の中間申告書その提出期限までに提出しなかった場合には、その申告期限において、前期実績を基準とした中間申告があったものとみなされる(法73)。これを中間申告のない場合のみなし申告という。



【例示】(3月法人の場合)

27. 4/1	28. 3/31	28. 4/1	28. 9/30	28. 10/1	28. 11/30	29. 3/31
(12月)		(6月)		(2月)		
・確定申告による税額120万円		事業年度開始の日	仮決算による税額50万円	6月を経過した日の前日	6月を経過した日から2月	

① 前期実績に基づく中間申告(予定申告)  
 28.9.30までに確定した前期の税額 ..... 120万円 ÷ 12 × 6 = 60万円  
 ⇒ 28.11.30までに申告

② 仮決算に基づく中間申告 ..... 仮決算による税額50万円  
 ⇒ 28.11.30までに申告

③ ①又は②の中間申告がない場合のみなし申告 ..... ①に準じる。

(注) 新たに設立された法人(合併により設立された法人を除く。)の最初の事業年度については、中間申告の必要がない(法71①かっこ書)。

## 第7節 青色申告

この節では、青色申告制度の概要・手続について学習する。

### 学習のポイント

- 1 青色申告制度が設けられた理由は何か
- 2 青色申告書を提出するための要件は何か
- 3 青色申告のみなし承認とはどのようなことか
- 4 青色申告の承認申請の却下と取消しはどのような場合に行われるのか
- 5 青色申告の特典にはどのようなものがあるのか

### 1 青色申告制度が設けられた理由は何か

法人は、自らの財政状態や事業成績を知るためには、合理的な帳簿組織と経理方針とを持たなければならない。それは法人自体のためだけではなく、法人を巡る多くの利害関係者のために社会的に必要なことであり、納税のためにも同様である。特に、申告納税制度は自分の所得は自分が最もよく知ることができるという考えの上に立つ自主的納税制度であるから、その成果を期するためには、帳簿組織の整備が先決である。

そこで法人税法では、法人が同法の定めるところに従って、一定の帳簿書類を備付け、これに日々の取引を正確に記録し、納税地の所轄税務署長に青色申告の承認申請をして、その承認を受けた場合は青色申告書を提出することができる「**青色申告制度**」が設けられている（法121①）。

この制度に基づいて青色申告をする法人は、所得金額の計算上一定の特典を受けられるとともに、その申告に対しては、帳簿書類を調査した上でなければ更正できないこととされている（下記5を参照のこと。）。これは、納税者を信頼し、適正な記帳による正しい申告納税を奨励することを目的としたもので、一般の申告書と区別するために青色の申告用紙を使用するので、この呼び名がある。

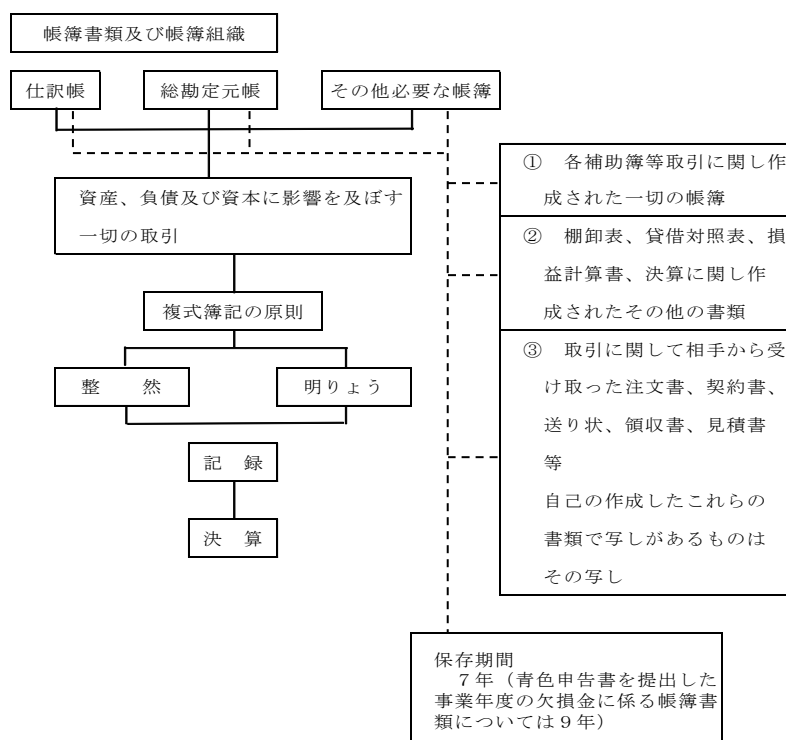
### 2 青色申告書を提出するための要件は何か

法人が青色申告書を提出するためには、次の二つの要件を満たしていなければならない。

- ① 法定の帳簿書類を備え付けて取引を記録し、かつ、保存すること（法126①）
- ② 税務署長に「青色申告の承認申請書」を提出して、あらかじめ承認を受けること（法122）

#### (1) 備付けを要する帳簿書類

青色申告の承認を受けている法人は、備え付けた帳簿書類にその取引を記録し、かつ、保存しなければならないが、その具体的な内容を図示すると次のとおりである（規53～59、規26の3）。



【参 考】帳簿書類の電子データ等による保存制度

納税者の帳簿保存の負担軽減を図る観点から、紙に出力しておかなければならなかったコンピュータ作成の帳簿書類については、一定の要件の下に、磁気テープや光ディスクなどに記録した電磁的記録（電子データ）のまま保存できることとされている。

なお、電子データ等による保存制度の適用を受ける場合には、あらかじめ税務署長の承認を受けることが必要である（電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律）。

(2) 青色申告書の提出承認の手続

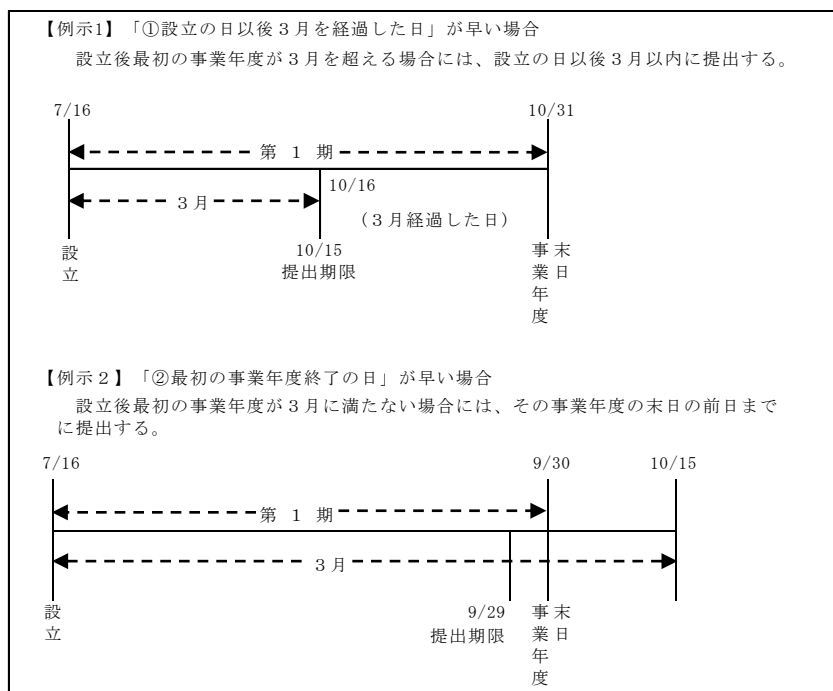
イ 原則

青色申告の承認を受けようとする法人は、青色申告書を提出しようとする事業年度開始の日の前日までに「青色申告の承認申請書」を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（法122①）。

ロ 新たに法人を設立した場合

新たに設立した法人が、設立後最初の事業年度から青色申告書を提出しようとするときは、次のいずれか早い日の前日までに同申請書を同税務署長に提出しなければならない（法122②）。

- ① 設立の日以後3月を経過した日
- ② 最初の事業年度終了の日



### 3 青色申告のみなし承認とはどのようなことか

青色申告の承認申請書の提出があった場合、その承認の対象となった事業年度終了の日（中間申告書を提出しなければならない法人は、その事業年度開始の日以後6月を経過する日）までに書面により承認又は却下の通知がなかったときは、その日において承認があったものとみなされる（法124、125）。

### 4 青色申告の承認申請の却下と取消しはどのような場合に行われるのか

#### (1) 却下

青色申告の承認申請書の提出があった場合において、次のいずれか一つに該当する事実があるときは、税務署長は、その申請を却下することができる（法123一～三）。

- イ その法人の帳簿書類の備付け、記録又は保存が青色申告法人の帳簿書類の要件を定める規定（法126①）に従って行われていないこと
- ロ その備え付ける帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載していること、その他不実の記載があると認められる相当の理由があること
- ハ 青色申告の承認の取消しの規定による通知（法127②）を受け、又は青色申告の取りやめの規定（法128）による届出書の提出をした日以後1年以内にその申請書を提出したこと

(2) 取消し

青色申告の承認があった場合でも、その後に青色申告の前提条件を欠くに至り又はこの制度を維持するための秩序が乱されるに至ったときは、その承認が取り消されることがある。すなわち、法人税法上、次のいずれか一つに該当する事実があるときは、税務署長は、その該当する事実がある事業年度までさかのぼって、その承認を取り消すことができる（法127①）。

イ その事業年度に係る帳簿書類の備付け、記録又は保存が法令で定めるところに従って行われていない場合

ロ その事業年度に係る帳簿書類について税務署長の必要な指示に従わなかった場合

ハ その事業年度に係る帳簿書類に取引の全部又は一部を隠ぺいし又は仮装して記載し、その他その記載事項の全体についてその真実性を疑うに足りる相当の理由がある場合

ニ 確定申告の規定による申告書とその提出期限までに提出しなかった場合

(注) 平成27年度改正により、連結納税の承認が取り消された場合には、青色申告の承認を取り消すものとされている。

5 青色申告の特典にはどのようなものがあるのか

青色申告法人には、次のような特典が与えられている。

根拠法	特典の内容
法人税法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金の9年間繰越控除（法57）</li> <li>○欠損金の繰戻しによる法人税額の還付（法80）</li> <li>○帳簿書類の調査に基づかない更正の原則禁止（法130①）</li> <li>○更正を行った場合の更正通知書への理由付記（法130②）</li> <li>○推計による更正又は決定の禁止（法131）</li> </ul>
租税特別措置法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別償却（措法42の5①、42の6①、措法42の10①、42の11①、42の12①、42の12の3①、42の12の5①、43～46の2、47の2、48）</li> <li>○各種準備金の積立額の損金算入（措法55～57の8、58、61の2）</li> <li>○各種の法人税額の特別控除（措法42の4、42の5②、42の6⑦7、42の9、42の10②、42の11②、42の12②、42の12の3②など）</li> <li>○各種の所得の特別控除等（措法59～61の3）</li> <li>○中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入（措法67の5）</li> <li>○課税の特例（措法66の10、67の5の2、67の7）</li> </ul>
国税通則法	<ul style="list-style-type: none"> <li>○更正の処分に不服があるときの直接審査請求（通則75④）</li> </ul>

【参考法令・通達番号】

基通12-1-1

## 第8節 納付・還付

この節では、法人税の納付と還付について学習する。

### 学習のポイント

- 1 法人税はいつまでに納付しなければならないか
- 2 法人税等の還付はどのような場合に行われるのか

#### 1 法人税はいつまでに納付しなければならないか

中間申告書や確定申告書を提出した法人は、その申告書に記載された法人税額を、その申告書の提出期限までに納付しなければならない（法76、77）。

この場合、「中間申告書を提出した」には、中間申告書の提出があったものとみなされるものも含まれる（法73）。

なお、その期限までに納付できなかった法人税については、延滞税が課される（通則60）。

#### 2 法人税等の還付はどのような場合に行われるのか

法人税等の還付には、「所得税額等の還付」（法78）、「中間納付額の還付」（法79）及び「欠損金の繰戻しによる還付」（法80）がある。

法人税等について還付金や過誤納金が生じた場合には、国税通則法の定めにより還付加算金を加算して、これを還付し、又は未納の国税等に充当される（通則56～58）。

##### (1) 所得税額等の還付

所得税額等の還付は、所得税額及び外国税額の控除額が各事業年度の確定法人税額から控除しきれなかった場合に、その控除しきれなかった金額について行われる。

なお、この還付金については、その確定申告書の提出期限（期限後申告の場合はその申告をした日）の翌日から支払決定等の日までの期間に応じて、還付加算金が加算される（法78②）。

（注）平成12年1月1日から、利子税・延滞税及び還付加算金の割合は、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した額）が年7.3%に満たない場合、その年中においては、その特例基準割合とすることとされている（措法93①、94①、95）。

【参考法令・通達番号】

令151

##### (2) 中間納付額の還付

中間納付額の還付は、中間納付額がその事業年度の確定法人税額を超えている場合に、その超える部分の金額を還付するものである。

なお、この還付金についても、中間納付額の納付期限の翌日（納期限後の納付の場合は、納付の日の翌日）から支払決定等の日までの期間に応じて、還付加算金が加算される（法79③）。

【参考法令・通達番号】

令153、154の2

### (3) 欠損金の繰戻しによる還付

欠損金の繰戻しによる還付は、確定申告書を提出する事業年度において欠損金額が生じた場合、繰越欠損金として翌期以降9年間にわたって控除するのに代えて、その欠損金額を前1年以内に開始したいずれかの事業年度（還付所得事業年度）の所得金額に対する法人税額の還付を受けるといふものである。この還付を受けるには、還付所得事業年度から欠損金額が生じた事業年度（欠損事業年度）まで連続して青色申告書を提出していることが必要である（法80①～③）。

欠損金の繰戻しにより法人税額の還付を請求することができる金額は、次の算式により計算した金額に相当する法人税額である（法80①）。

$$\boxed{\text{還付所得事業年度の法人税の額}} \times \frac{\boxed{\text{欠損事業年度の欠損金額}}}{\boxed{\text{還付所得事業年度の所得の金額}}} = \boxed{\text{還付できる金額}}$$

#### 【例 示】

当期の欠損金額100万円、前期の所得金額200万円でその法人税額が50万円であった場合、繰戻しによる還付請求額は、次のとおりである。

$$50\text{万円} \times \frac{100\text{万円}}{200\text{万円}} = 25\text{万円}$$

なお、還付の請求をしようとする法人は、期限内の確定申告書と同時に所定の事項を記載した還付請求書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない（法80①⑤、規36の4）。

(注) 欠損金の繰戻し還付制度の適用停止

法人税の欠損金の繰戻しによる還付制度は、次に掲げる中小法人等以外の法人の平成4年4月1日から平成30年3月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金について、その制度の適用が停止されている（措法66の13①）。ただし、清算中に終了する事業年度及び解散、事業の全部譲渡等の一定の事実が生じた日前1年以内に終了したいずれかの事業年度又は同日の属する事業年度の欠損金については、本制度の適用が認められている（措法66の13①、法80④、令154の3）。

① 普通法人のうち、欠損事業年度終了の時ににおいて資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であるもの（大法人による完全支配関係がある普通法人を除く（注1、2）。）又は資本若しくは出資を有しないもの（保険業法に規定する相互会社及び外国相互会社を除く。）

(注1) 大法人とは、④資本金の額又は出資金の額が5億円以上である法人、⑤相互会社又は外国相互会社、⑥法人課税信託の受託法人をいう（法66⑥二）。

(注2) 完全支配関係とは、一の者が法人の発行済株式等の全部を直接若しくは間接に保有する関係（以下「当事者間の完全支配の関係」という。）又は一の者との間に当事者間の完全支配の関係がある法人相互の関係をいう（法2十二の七の六）。

② 公益法人等又は協同組合等

③ 法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている所定の法人

④ 人格のない社団等

【参考法令・通達番号】

基通17-2-1、17-2-2